

## 「知的財産推進計画2019」等の政府計画 (クリエイターへの適切な対価還元及び権利処理の円滑化関係抜粋)

「知的財産推進計画2019」(令和元年6月21日知的財産戦略本部)や「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)の中では、以下のとおり、クリエイターへの適切な対価還元及び権利処理の円滑化関連の課題が示されている。

### 知的財産推進計画2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部)

#### 4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

##### (2) 当面の施策の重点

##### ② クリエイション・エコシステムの構築

##### (現状と課題)

コンテンツの国内市場が横ばいを続ける一方、アジア太平洋地域を中心に、海外市場が大きく成長しており、マンガ・アニメ・ゲーム等の優れたコンテンツを数多く有し、世界中のファンから注目を集める我が国にとって、大きなチャンスが生まれている。他方で、海外市場の成長に伴い、アニメやゲームなど、従来は我が国が得意としてきた分野においても、中国・韓国や欧米の企業が、豊富な資金力と国際的なネットワークを生かし、グローバル市場における存在感を増している。

コンテンツは、それそのものの経済効果のみならず、日本への共感の源泉ともなり、インバウンドを睨んだ多様な商品・サービス展開など大きな可能性を有している。我が国において、質の高いコンテンツが持続的に産み出され続けるためには、コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うことで、全体としてのコンテンツ市場拡大へとつながるようなクリエイション・エコシステムの構築が必要である。

また、魅力的なコンテンツを生み出し、広く国内外に発信できるような人材を育成・確保することも重要であり、発信力の強化や、若手クリエイターの創作活動の支援等を継続的に実施する必要がある。

5G、IoTなどを背景として、利用者データをベースとした消費者行動分析によるコンテンツ戦略が可能となっていることから、国・地域ごとのニーズや市場における浸透度の差を踏まえた国・地域毎のきめ細かなローカライズ戦略・マーケティング戦略の策定・推進や、様々な分野との連携・融合や多次的な利用を視野に入れつつ、コンテンツ流通プラットフォームを活用し、コンテンツを広く展開することが必要となっている。国際的な流通・配信プラットフォームの影響力が拡大する中、こうしたプラットフォームから求められる魅力あるコンテンツを生み出すとともに、音楽等の我が国コンテンツの国際的な配信に必要な外国語のメタデータの整備など、プラットフォームを積極的に活用できる環境を官民が連携して整備していくことが必要である。

また、ユーザーやアマチュア・クリエイターなども含め、誰もがコンテンツの制作者と

なり得る UGC (User Generated Content) の流通環境がインターネット上において整備されつつあることを踏まえ、ブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用し、原コンテンツの創作者等と n 次コンテンツの創作者等との間の利用者からの支払対価の分配等について、官民において更なる検討を進めるなど、新たなコンテンツ利用システムを構築し、日本発のコンテンツ市場の裾野を拡大することが求められている。

加えて、近年、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されている e-スポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全な発展のため適切な環境整備に必要な応じて取り組むとともに、産学官やコミュニティが連携した取組を通じコンテンツだけでなく周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、社会的意義・波及効果について検討を行うことが必要である。

### (施策の方向性)

- ・コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン等の技術を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築の検討を行う。(短期, 中期) (文部科学省, 経済産業省)
- ・同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要な見直しを本年度中に行う。(短期, 中期) (総務省, 文部科学省)
- ・クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期, 中期)

(文部科学省, 内閣府, 総務省, 経済産業省)

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
<b>4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る</b>						
<b>①各主体による価値のデザインを促進</b>						
86	コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省	音楽分野において、昨年度構築したデータベースに、インディーズ等を含む権利情報を集約化させるとともに、当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施する。	左記のデータベースの実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施するとともに、左記のブロックチェーンの実証結果を踏まえ、コンテンツに関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を実施。		
		経済産業省	ブロックチェーン技術を活用したコンテンツの流通に関するシステムについて、開発・実証支援を実施。			
87	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期、中期)	総務省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省				
88	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	関係省庁で検討を進め、結論を得て、必要な措置を講じる。	左記を踏まえ、更に必要となる措置を講じる。		
		内閣府※知財事務局				
		総務省				
		経済産業省				

令和元年度革新的事業活動に関する実行計画

I. Society 5.0 の実現

1. デジタル市場のルール整備

ii) データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p>オープンデータの普及・促進</p> <p>官民ラウンドテーブルの開催(健康・医療・介護・子育て、教育分野) 各府省庁による官民ラウンドテーブルの開催</p> <p>地方公共団体の取組を促す研修の実施や推奨データセットの拡大</p> <p>オープンデータの一元的な提供に向けたDATA.GO.JPとe-Govの統合に向けた検討</p> <p>官民ラウンドテーブルのフォローアップや他の分野等の官民ラウンドテーブルの開催</p> <p>統合の実現</p>				<p>【内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、国家公安委員会委員長)、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、防衛大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)、総務大臣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100%</li> <li>2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする</li> </ul>
<p>コンテンツの円滑な流通促進</p> <p>ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツ流通に関する実証</p> <p>権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した、インターネット同時配信等に係る放送コンテンツの権利処理の円滑化、効率化のための仕組みの整備</p> <p>ローカル局を含む放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的に配信し、個人属性に応じたコンテンツの視聴等を可能とするコンテンツ・プラットフォームの実現を促す</p> <p>新ビジネスの創出や権利処理等に関する検討</p> <p>左記検討を踏まえた必要な措置</p>					

8. Society5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

i) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p><b>在外日系中堅・中小企業における営業秘密管理委体制整備支援</b></p> <p>海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施</p>				【経済産業大臣】	
<p><b>インターネット上の海賊版に対する総合対策</b></p> <p>インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講じる。</p>				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
<p><b>デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築</b></p> <p>著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる</p> <p>権利情報を集約したプラットフォームの構築に向けた実証事業を実施</p> <p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>				【文部科学大臣】	
<p><b>不正競争防止法の改正内容に関する周知・徹底</b></p> <p>平成30年における不正競争防止法改正内容や、改正に伴い、法の適切な運用環境を整備するために策定した「限定提供データに関する指針」に関する普及・啓発などの必要な措置を実施</p>				【経済産業大臣】	

## II 各分野における規制改革の推進

### 5. 投資等分野

#### (5) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

##### イ 電波制度改革

電波制度改革に関する検討状況について、総務省からヒアリングを行い、平成31年通常国会に電波利用料体系の見直しや電気通信業務用周波数の経済的価値を踏まえた割当てなどを含む電波法改正案が提出され、成立したところ。引き続き改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応について注視していくこととした。

放送事業者の経営ガバナンスの確保について、現状把握を行い情報提供が行われていることを確認した。平成30年6月の規制改革実施計画の中で、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討するとされているところ、今後とも取組状況を注視していく。

同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行うため、年度内早期に関係省庁で開始される具体的な検討作業の状況について注視していく。

(参考) 規制改革実施計画 (平成30年6月15日閣議決定)

## II 分野別実施事項

### 6. 投資等分野

#### (4) 放送を巡る規制改革 (グローバル展開, コンテンツの有効活用)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	コンテンツの流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について,以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため,放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築,当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに,権利情報の集中管理,包括的な権利処理,収益の分配の全体が整合のとれた改革について,総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を,関係府省の協力を得て整理するとともに,文化庁がその検討状況を踏まえつつ,総務省,経済産業省の協力を得ながら,著作権制度について必要な検討を行い,制度整備を行う。運用を含めその他の課題については,関係府省が必要な取組を行う。その際,ブロックチェーン技術,AI技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため,総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ,放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し,所要の課題解決を行う。その際,例えば,拡大集中許諾制度など,放送に関わる著作権制度の在り方について,著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から,新たな技術の進展なども踏まえ,必要な見直しを行う。</p>	<p>a:平成30年度中に検討開始,平成31年度結論・措置</p> <p>b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。</p> <p>著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 経済産業省</p> <p>b:総務省 文部科学省</p>